

7 福薬発第 3 3 4 号
令和 8 年 3 月 1 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

**福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る
福岡県ホームページの更新について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記支援事業について、2月13日付7福薬発第311号にてお知らせしたところですが、県のホームページが更新され、県の交付要綱や申請様式、診療所等賃上げ支援事業に係る留意事項等が掲載されました。

賃上げ支援事業の給付を受けるには、ベースアップ評価料の届出のほか、賃金改善の実施等の要件を満たす必要があります。申請に際しては、「1. 診療所等賃上げ支援事業」の（3）留意事項のご確認をお願いいたします。

なお、申請受付期間および申請書の提出先は現在調整中であり、各薬局宛には7医指第3554号が個別に送付される予定です。

つきましては、ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

<福岡県ホームページ>

令和7年度福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

公印省略

7医指第3506号

令和8年3月13日

公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会会長
公益社団法人福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)
(薬務課)
(高齢者地域包括ケア推進課)

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る

福岡県ホームページの更新について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、公定価格により運営される医療機関等の厳しい経済状況を踏まえ、今般の国の補正予算に盛り込まれた「医療・介護等支援パッケージ」を活用し、国から直接支援が実施される病院を除く医科診療所、歯科診療所、保険薬局及び訪問看護ステーションの指定を受けた施設に対し、賃上げ及び物価上昇に対する支援を実施することとしていたところですが、

標記支援の申請受付期間や申請書の提出先については、現在調整中ですが、県の交付要綱や申請様式、診療所等賃上げ支援事業に係る留意事項等について、県ホームページの掲載内容を更新しましたので、お知らせします。

特に「1. 診療所等賃上げ支援事業」の(3)留意事項については、支援の対象となる賃金改善の内容を記載しておりますので、申請に際して、必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

(令和8年3月までに職員への一時金等の支給が難しい場合は、下記担当まで至急ご相談ください。)

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、各施設に対しては、別添のとおり個別に送付することを申し添えます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

【担当】

福岡県保健医療介護部

医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

賃上げ支援事業の給付を受けるためには、次の要件を満たす必要があります

- ① 令和8年3月1日までにベースアップ評価料を届け出ていること(※1)
- ② 令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間(※2)について、賃金改善を行い、6月以降もその水準を維持又は拡大していること
- ③ 令和7年12月以降の賃金改善を、令和8年3月までに実施していること(令和8年3月末までに、最大4ヶ月分(令和7年12月分から令和8年3月分)の一時金又は特別手当を支給すること。)

(※1) 薬局又は現在の制度上ベースアップ評価料が届けられない施設の場合は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を誓約すること。

(※2) 例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象とはなりません。

公印省略

7医指第3554号

令和8年3月13日

関係各位 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
福岡県保健医療介護部薬務課長
福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援に係る県交付要綱及び留意事項について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、公定価格により運営される医療機関等の厳しい経済状況を踏まえ、今般の国の補正予算に盛り込まれた「医療・介護等支援パッケージ」を活用し、国から直接支援が実施される病院を除く医科診療所、歯科診療所、保険薬局及び訪問看護ステーションの指定を受けた施設に対し、賃上げ及び物価上昇に対する支援(賃上げ支援事業・物価支援事業)を実施することとしていたところです。

標記支援の県の交付要綱や申請書様式、診療所等賃上げ支援事業に係る留意事項等について、県ホームページの掲載内容を更新しましたので、お知らせします。

賃上げ支援事業は、ベースアップ評価料の届出のほか、賃金改善の実施が給付の要件となります。

県ホームページの掲載内容のうち、行っていただく賃金改善の内容など特にご留意いただきたい事項について、別紙(裏面)のとおり記載しておりますので、必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、申請受付期間や申請書の提出先については、現在調整中ですので別途お知らせします。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-juujisyasyoguukaizentousokushinhi.html>

(「福岡県 医療機関等 賃上げ」で検索)

【担当】 福岡県保健医療介護部 医療指導課 医療指導係
(医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業担当)

TEL 092-643-3274 FAX 092-643-3277

(別紙) 賃上げ支援事業の給付対象となる賃金改善の内容等

- ① 本事業の支給額を活用し、令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ（基本給又は毎月支払われる手当の引上げ）を実施してください。また、令和8年6月1日以降は、当該ベースアップの水準を維持又は拡大してください。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを実施することを前提として、令和8年3月末までに、最大4ヶ月分（令和7年12月分から令和8年3月分）の一時金又は特別手当を支給してください。（※）
 その場合は、令和8年4月から5月までの間にベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日以降は、支給した一時金又は特別手当に相当する水準を含めたベースアップを対象職員に対して行ってください。
 （※）令和8年3月までに一時金又は特別手当の支給が必要となりますのでご注意ください。
- なお、令和8年3月までに職員への一時金等の支給が難しい場合は、表面記載の担当係まで至急相談ください。

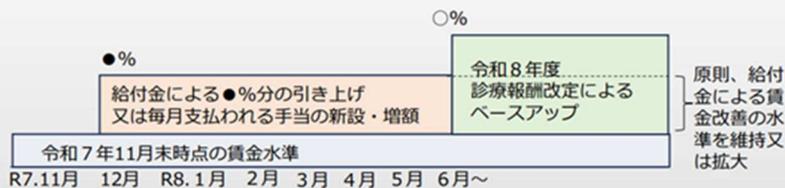
■賃金改善の方法

令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

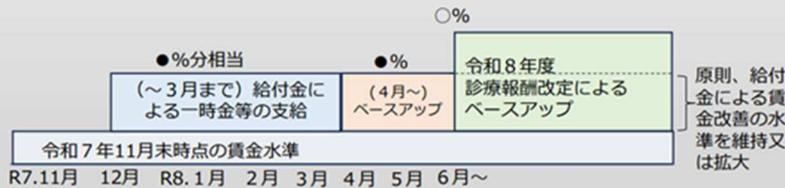
	賃金改善の方法	考え方
①	ベースアップ（※1）	令和7年12月から 令和8年5月までの間実施
②	一時金・特別手当（※2）	直ちにベースアップが困難な場合は 令和8年3月末までに最大4ヶ月分を支給 4月・5月はベースアップ（※1）を実施

（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。
 （※2）令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

①【ベースアップ（※1）を実施する場合】



②【一時金・特別手当（※2）とベースアップ（※1）を組み合わせる場合】



（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。
 （※2）令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

- 厚生(支)局へ届出を行ったベースアップ評価料による賃上げ部分に当該補助金を充てることはできません。
- 支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めることがあります。
- その他の留意点については、県ホームページをご確認ください。